

運輸安全マネジメントに関する取り組み

岩手県交通株式会社

安全方針

『安全、安心、快適な輸送・サービスの提供』

1. 輸送の安全に関する基本的な方針（安全管理規程第三条）

- 1 当社の輸送の安全に関する基本的な方針を、当社の基本理念及び経営方針から「安全、安心、快適な輸送・サービスの提供」と定め、これを社内に周知する。
- 2 社長は、当社の事業が公共的立場から乗客を「安全」「安心」「快適」に目的地まで輸送することを継続し社会の発展に寄与するものであり、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社内において輸送の安全の確保に主導的役割を果たす。また、各現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要な使命であるという意識を徹底させる。
- 3 輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（Plan, Do, Check, Act）を確実に実施し、安全対策を継続的に見直すことにより全社員一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成26年度 有責事故抑止目標達成状況

目 標	結 果
有責事故抑止目標 55 件以内	86 件 (+31件)

(2) 平成27年度 輸送の安全に関する目標

「重大人身事故ゼロ」		「残酒出勤ゼロ」
【交差点右左折】 交差点右左折方法の確実な実施	【車内目視】 車内事故防止のための確実な確認	【アルコール検知】 コンプライアンス遵守
有責事故抑止目標 55 件以内		

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (総件数及び類型別件数)

【自動車事故報告規則第2条に規程する事故】

なし

【総件数及び類型別件数】

総件数	人身事故		物件事故
	車外	車内	
86件	3件	8件	75件

※ 物損事故には、構内単独事故件数を含む

※ 有責事故総件数：対前年+6件

4. 安全管理規程

別紙1「安全管理規程」のとおり

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 平成26年度に講じた措置

- ① 衝突防止補助システムの導入(約230万円)
夜行高速バス14台に装備した。
- ② 運転士に対する睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査の実施(約50万円)
全運転士にアンケート調査を実施し、その結果から、睡眠時無呼吸症候群と疑われる者については簡易検査を行った。
- ③ 先進安全自動車(ASV)の導入(2890万円)
1台導入した。
- ④ 全従業員を対象とした経営説明会の開催
経営方針、当面の課題等について共通認識を持つことを目的として開催した。
- ⑤ モチベーション向上に向けた取り組み
車両の代替により平均車齢の向上を図るとともに、一関営業所及び大船渡営業所の建て替えを行い、職場環境の改善を図った。

⑥ 安全に関する企業風土測定ツールの実施

従業員の安全に関する認識や行動の度合い、階層間・部門間のギャップなどの測定、当社の安全に関する取組を従業員がどのように認識しているか、課題は何かなどを目に見える形で把握するため、昨年度に引き続き、従業員に対し外部機関による「安全に関するアンケート調査」を実施した。企業風土の「見える化」を図った。

⑦ 安全管理要員の増員

安全管理体制の充実を図るため、安全管理要員の増員（1名）を行った。

⑧ 事故惹起者教習の内容拡充

事故惹起者教習（再発防止教育）を受講する者を対象とし、他の運転士のバスに乗車させ、運転操作及びマイク活用を検証する学習項目を追加した。また、実際にバスを使用し、基本運転姿勢や、死角、マイク使用、ハンドル・ブレーキ操作等についての教育項目を加えた。

⑨ グループ会社との安全担当者ミーティングの開催

各社とも安全面を最優先に取り組むことを共通事項とし、グループ各社の事故防止対策の取組状況やその効果などについて意見交換を行った。

(2) 平成27年度に講じようとする措置（実施済みを含む）

① 安全管理体制の組織変更（実施済み）

安全管理担当部署（安全管理部安全統括課）において、安全統括係（企画担当）と安全指導室（座学指導担当・実技指導担当）に区分けし、安全教育の充実に向けた組織変更を行った。

② バスリヤガラスへの広角レンズの装備

納車時における後退衝突事故防止のため、バスリヤガラスに貼付する広角レンズを装備する。

③ 車両の代替

昨年度同様、バスの平均車齢向上に向け、車両の代替えを行う。

④ 輸送の安全に関する指導、教育の強化

複数名に対する再発防止教育や安全教育の他、事故多発者などに対し、集中的な原因分析及び改善を図るため個人教育を実施する。

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙2「輸送の安全に関する緊急報告連絡体制図」及び別紙3「岩手県交通株式会社組織図」のとおり

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1) 各営業所における運転士指導教育計画に基づいた教育
全事業所において、指導教育計画に基づき、所属運転士を対象に机上教習で映像（ヒヤリ・ハット映像や事故映像）を活用し、グループワークを行った。
- (2) 運転士教習事前研修会
上記（1）の実施にあたり、各営業所の教育担当者である営業所次長を対象として、運転士教習事前研修会を実施した。
- (3) 事故惹起者への再発防止
事故を惹起した運転士を対象に事故惹起者教習を計11回開催した。内容は5-(1)-⑧の他、発生原因や再発防止について出席者全員で討論させた。
- (4) 本社従業員に対する運輸安全マネジメント講習
安全に対する事務員と運転士の共通認識を図るため、取組状況やPDCAサイクルの仕組み、コミュニケーションの重要性等についてグループワークを取り入れ実施した。
- (5) 運行管理・整備管理者実務担当者教習
各営業所の運行管理者及び運行管理補助者を対象として、事故発生時の運行管理者の対応について、グループ討議で教習を実施した。
- (6) 各外部講習の受講
 - ・救急救命法講習会（岩手県バス協会）
 - ・バリアフリー教室（岩手県バス協会）
 - ・NASVA安全マネジメントセミナー（自動車事故対策機構）
 - ・東北運輸局自動車事故防止セミナー（東北運輸局）

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

別紙4「平成27年度〈営業所〉乗務員指導・教育計画」のとおり

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

○実施期間 平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日

○監査対象 13営業所 (雫石、滝沢、松園、都南、紫波、矢巾、花巻、北上、胆江、一関、宮城、大船渡、釜石)
3バスターミナル(大迫B T、湯本B T、千厩B T)
B R T高田支所、巢子車庫
子会社(早池峰バス(株)本社事務所、本社営業所、江刺営業所)

○実施結果(指摘事項等)

- ・運行記録計に記録した内容に対する指導が一部なされていなかった。
- ・一部、点呼記録の不備を確認した。
- ・一部営業所において指導教育後の効果把握、フォロー等の実施がなされていなかった。

○実施結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置

- ・該当営業所の統括運行管理者に対し、運行記録計が記録した内容について、当該運転士を運行管理者が直接指導することとともに、その後の管理職者による個人指導の徹底を指示した。
- ・本社において不特定に毎月10日間分の点呼記録簿を回収し、点呼記録の不備の有無について確認し、不備については、都度、指導することとしている。
- ・指導教育後の効果把握について、営業所と安全管理部署と連携をとり実施していくこととした。

10. 安全統括管理者に係る情報

常務取締役総務部長 佐々木 幸雄